



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

コラム

タクシー業界の未来は？

先月ご紹介しましたテレビ東京の「カンブリア宮殿」という番組に、日本最大のタクシー会社「日本交通」の会長が出演しておられました。タクシー約9千台に乗務員約1万人もいるというマンモス会社です。有名なコンサルティング会社「マッキンゼー」出身の会長は、まだ48歳。若くして社長を任された時から、数々の社内改革を断行し、業績を回復してこられました。タクシー業界の会長としても、業界の衰退に歯止めをかけるべく活動されています。

東京では初乗り運賃を410円と下げて、近距離でも気軽に乗れる身近なものにしたり、乗り降りしやすいタクシー専用車をトヨタと共同開発したり、スマホで使える配車アプリの開発にも関わっておられます。また、社内では資格を取得した運転手は「観光タクシー」「介護タクシー」と待遇もレベルアップさせ担当させたり、登録しておけばその時に最優先で駆け付けてくれる「陣痛タクシー」も提供しているようで、サービスの専門家・多様化も進められています。

タクシーは、単なる移動手段ではすみません。乗りたいときにできるだけ早く乗れて、気分良く快適に移動できるようにしてほしいものです。そのためにはドライバーの対応が最重要であり、継続的な教育訓練が欠かせません。もちろん「おもてなしの気持ち」も大切です。日本交通では、集合研修の実施とともに毎日一定数の覆面調査員が無作為に乗車して、運転手さんのチェックを行っているそうです。それが対応レベルの維持につながっているとのことでした。

それでも、タクシーの売り上げはかつての3分の1になったと聞きました。人口減少の影響もあり、これからも衰退産業と言われていています。ドライバーの不足をどう補うか。いかにして仕事を増やせるか。一方で自動運転の進展も気になるどころですし、東京オリンピックや大阪万博などのスーパーピークをどう乗り切れるかなど、課題は目白押しですね。

話は変わりますが、先月長野に行って参りました。1月の新春特別講演会でお話をいただきます中央タクシーの宇都宮会長にご挨拶して参りました。中央タクシーさんは日本交通とは規模が違いますが、長野市を拠点に市民に大変人気を博し、とても忙しく活躍されてるようです。会長様もとても気さくで、経営に対するお考えや近況などとても楽しく話をしてくださいました。

長野はじめ地方でのタクシー業界の衰退はずっと深刻のようですが、中央タクシーさんは生き残りを賭けて、立ち位置を変えながら、会社をさらに成長発展させていこうと経営されています。その辺の詳しい話は1月23日に姫路にてお話しいただきます。有意義なお話が聴けることと思います。ぜひお楽しみにしてご参加下さい。





情報

P2

年末調整のやり直し 期限はいつまで？

12月に入り年末調整シーズンが到来しました。今年は配偶者控除の大幅な改正で、控除を受けられる配偶者の所得の上限が引き上げられたことにより、特にパート給与収入の見積り額と実際の額とのズレによる年末調整のやり直しが増えると予想されます。

そこで配偶者控除に限らずやり直しが必要になるケースや、やり直しができる期限をまとめてみました。

1.やり直しが必要なケース

- 配偶者や扶養親族の所得の見積額に変動があった場合
- 年末調整後に扶養の変動があった場合
- 年末調整後に給与等の追加支払いがあった場合
- 年末調整後に保険料を支払った場合
- 単純な計算間違い など

2. 年末調整のやり直しとなる期限は？

- 還付の場合は翌年1月末日まで
会社側は過納となった所得税を従業員に還付することになります。
また、期限を過ぎてても従業員自らが確定申告することにより還付されます。
- 徴収する場合は期限なし
還付の場合とは異なり1月末日以降もやり直しは必要になります。

最近お客様から扶養の是正（年末調整をやり直す必要があるのに出来ていない）が税務署から届いたという連絡が多くあります。

配偶者控除が圧倒的に多いですが、扶養控除の誤りや扶養が重複していたケースもありました。しかも平成28年度の是正が多く、平成29年度はどうなっているかと税務署に問い合わせた所、未だ確認が進んでいない部分が多くあるという返事でした。

残念ながら還付手続きが出来ていない場合は税務署から通知がなく、徴収する場合は必ず通知があります。

所得税のみならず、住民税の徴収は痛いですね…(๑_๑)。

年末時の配偶者や扶養親族の収入を確実に把握し、ズレがあればやり直しが必要な事を従業員に徹底しておきましょう。平成の税金は平成のうちに終わらせたいものですね。

※新たにハクシヨンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



P3



情報

軽減税率への準備はお済みですか？

2019年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることが正式に表明されました。以前にも本誌にて取り上げましたが、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の申請受付期間が延長されています。

A型	<ul style="list-style-type: none"> ・(A-1) レジ・導入型 (A-2) レジ・改修型 (A-3) モバイルPOSレジシステム (A-4) POSレジシステムの4種類の申請方式があり、リースによる導入も補助対象となります。 ・補助額は基本的に2/3で、レジ1台あたり20万円が上限となります。(1事業者につき200万円上限) ・メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。
B型	<ul style="list-style-type: none"> ・(B-1) 受発注システム・指定事業者改修型 (B-2) 受発注システム・自己導入型の2種類があり、リースによる導入も対象となります。 ・原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。 ・B-1型は指定事業者による代理申請を原則とします。 ・B-2型は事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象となります。 ・補助上限額は小売事業者等の発注システムは1,000万円、卸売事業者等の受注システムは150万円、両方の場合は1,000万円となります。

2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象になり、申請受付期限はA型及びB-2型は事後申請で2019年12月16日まで。B-1型は、2019年6月28日までに交付申請を行い、完了報告書は2019年12月16日までとなります。

締め切り直前には駆け込みでの申請が増加する可能性があります。申込みはお早目に。



情報

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済 年末申込手続きについて

年の瀬も押し迫って参りました。個人事業主の方にとっては年度末となるこの時期、節税対策として使われることの多い「小規模企業共済」と「中小企業倒産防止共済」の平成30年12月新規申込および増額・前納・月額変更の締切日は12月25日(火)となります。この締切日は、不備のない申込書類と申込金・前納掛金の双方のTKC企業共済会への必着日となりますので、日程に余裕を持ってお申し込み下さい。

制度の詳細については監査担当者までお気軽にお尋ねください。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX